



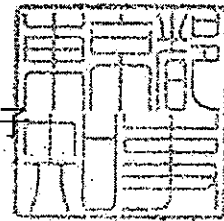
諮 問 書

31 福保健食第2211号
東京都食品安全審議会

東京都食品安全条例（平成16年東京都条例第67号）第7条第4
項の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

令和2年2月17日

東京都知事 小池 百合子



記

1 諮問事項

東京都食品安全推進計画の改定について。

2 諮問理由

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな生活を送るための基礎を
なすものであり、食品の大消費地である東京において重要な課題の
一つである。

東京都は、平成27年2月に東京都食品安全推進計画を改定し、
総合的・計画的に食品安全行政を進めている。本計画は、国内外の
社会経済を始めとする諸状況によって変化する食品安全に関する
問題に対応するため、その計画期間を5年間としている。

そこで、令和3年度以降の食品安全行政をより効果的に推進する
ための指針となる東京都食品安全推進計画の改定について、諮問す
る。